

令和5年1月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和5年第1回）議事録

1. 開催日時 令和5年1月19日（木曜日）午後1時40分

2. 開催場所 本荘グランドホテル

3. 出席委員（21名）

1番 齋藤 誠	13番 佐々木 知 榮
2番 畑山 留美子	14番 加藤 三 敏
3番 佐藤 喜 勝	16番 富 樫 公 一
4番 岡部 五一郎	17番 伊藤 直 子
5番 佐々木 亨	18番 菅 原文 克
6番 小野 晃 一	19番 佐藤 秀 孝
7番 大瀧 浪 雄	21番 庄 司 和 夫
8番 小松 健	22番 伊藤 剛
9番 小松 幸 夫	23番 吉 尾 麻 美
10番 佐藤 順	24番 佐藤 系 悦
12番 佐々木 純 一	

4. 欠席委員（2名）

11番 佐藤 崇
20番 佐藤 源 樹

5. 議事日程第1号 令和5年1月19日（木曜日） 午後1時40分 開会

- 第 1. 議事録署名委員指名
- 第 2. 会議書記任命
- 第 3. 会期決定
- 第 4. 議案第 1号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
- 第 5. 議案第 2号 農地法第3条の規定に基づく地上権設定の件
議案第 7号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件
- 第 6. 議案第 3号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
- 第 7. 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
- 第 8. 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
- 第 9. 議案第 6号 農地転用事業計画変更承認の件
- 第10. 議案第 8号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件
- 第11. 議案第 9号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤 英 樹	次 長	小松 幸 月
農政班長	小松 貢 治	農地班長	二見 真 之

主 査	佐々木 崇 嗣		
主査(矢島庶務班)	石 垣 あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩
主事(由利庶務班)	阿 部 健 大	主任(大内庶務班)	松 永 希
主事(東由利庶務班)	遠 藤 龍 介	主査(西目庶務班)	佐 藤 慎
班長(鳥海庶務班)	植 村 励		

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

6 番 小 野 晃 一

7 番 大 瀧 浪 雄

10. 会議の概要

○議長

これより令和5年1月4日公示招集されました、令和5年第1回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、委員総数23名中21名であります。

11番佐藤崇委員、20番佐藤源樹委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第1号から議案第9号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、6番小野晃一委員、7番大瀧浪雄委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務

局より説明を求めます

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第1号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第2号「農地法第3条の規定に基づく地上権設定の件」ならびに議案第7号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」は関連がありますので、両議案を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

この2件の申請については、農地の地下に小水力発電用の水管を埋設するための議案第2号の地上権設定と、水管埋設に係る工事用地として使用するための議案第7号の一時転用であり、関連があるためあわせてご審議いただくものです。

はじめに、2ページをご覧ください。

議案第2号、申請内容については記載のとおりです。

本件は、地上権の一種である区分地上権に該当することから、最初に地上権についてご説明いたします。

地上権とは、他人の土地を借りて、建物などの工作物や樹木その他を所有するために、その土地を使用することができる権利です。その中でも区分地上権は、地上や地下の空間の一定の範囲を目的として設定される地上権のことをさし、鉄道の高架や地下鉄などの例が挙げられます。

本件は、申請農地の地下に小水力発電用の水管を埋設する内容となっておりますので、区分地上権にあたり、地上権を設定する際は農地法第3条の規定に基づく許可を必要とします。

農地法第3条の規定に基づく所有権移転や使用賃借権設定においては、譲受人、借受人が「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」を満たす必要がありますが、本件は農地の所有者、耕作者に変更はないため、水管の埋設により営農に支障を来さないかが審査のポイントとなります。

水管の埋設の深さは最小深度38cmであり、耕作者との調整も図られていることから、営農条件に支障がなく許可要件を満たしているものと考えます。

続きまして、17ページをご覧ください。

議案第7号、取り扱い1件です。

畑3筆、1,095㎡。合計筆数、面積とも同数です。

申請事由は、小水力発電事業に伴う工事用地で、令和5年6月30日までの一時転用です。

転用事業の概要です。申請者は、水力発電を含む再エネ発電事業を営んでおりますが、先ほど説明したとおり、小水力発電事業を実施するため、農地に地上権を設定して水管を埋設すること

を計画し、その工事用地として、申請地を適地として選定したものです。

24、25ページをご覧ください。

申請地は、総合支所から西へ約2.3kmに位置し、農用地区域内農地です。

農用地区域内農地は、原則として転用許可できませんが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当します。

資金計画については、全額自己資金です。これは預金通帳の写しで確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

以上です。

○議長

議案第2号ならびに議案第7号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、19番佐藤秀孝委員。

○19番・佐藤秀孝委員

去る1月13日、午前9時より、私と村上保推進委員、庶務班の植村班長の3人で現地調査を行ってきました。

25ページの配置図をご覧ください。

申請地は、北側が農地、原野、水路、西側が道路、東側が農地及び水路、南側が農地及び山林となっております。

被害防除計画では、汚水、生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により既設水路に排水します。

管路埋設工事を行う箇所は、掘削後に管路を敷設し、掘削土を埋め戻します。その後、耕土を敷き戻して、工事着工前の状態に復旧します。

また、資機材の搬入路および資機材置き場には、敷鉄板の下に養生シートを敷設し、耕作面の土砂流出を防止、保護します。

農地への復元については、施工会社において令和5年6月15日までに現状復旧することとしております。

このことから、周辺農地にかかわる営農条件への支障については、問題ないものと確認してまいりました。

以上です。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第2号ならびに議案第7号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【21番・庄司和夫委員手を挙げる】

○議長

21番庄司和夫委員

○21番庄司和夫委員

西目にも水力発電がありますが土地改良区も関わっているのでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

土地改良区は関係しておりません。

○議長

ほかにございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第2号は、議案第7号の農地転用が許可されることを前提としていることから、議案第2号は、議案第7号と同時に許可することが適当と判断いたします。

また、第7号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第2号ならびに議案第7号は、申請が適法と認め、同時に許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号ならびに議案第7号は、申請が適法と認め、同時に許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第3号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、議案第3号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読。過去に不許可とされた事例があることから、単独の取扱とした。今後も引き続き農地の状況を注視する必要があるものの、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第3号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

本件については、挙手による採決を行います。

お諮りします。議案第3号1番について、申請が適法と認め、許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。もう一度繰り返します。議案第3号1番について、申請が適法と認め、許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。よって、議案第3号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号2番から6番について、事務局より説明を求めます

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第3号2番から6番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りします。議案第3号2番から6番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号2番から6番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番と2番につきましては、12番佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第4号1番と2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読。計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第4号1番と2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号1番と2番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号1番と2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第4号を議題としますが、本議案の3番と4番につきましては、22伊藤剛委

員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第4号3番と4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読。計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第4号3番と4番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号3番と4番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号3番と4番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員着席】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第4号5番から111番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読。計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第4号5番から111番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第4号5番から111番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号5番から111番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務

局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読。計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第5号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第5号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第6号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題としますが、議案第6号1番につきましては、16番富樫公一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【富樫公一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第6号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読。申請者が受注している市建設管理課発注の都市下水路工事を実施するために、資材置場として使用することを目的として、2箇所分の一時転用申請がなされ許可を受けたが、一部事業が完了したため2箇所のうち1箇所を除外するもの。今回の申請は、変更後の転用目的は変わらず、一部事業が計画どおり完了したことによる事業対象地からの除外であり、周辺農地に影響を及ぼさないと認められ、立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断されること。秋田県農業会議に意見聴取する必要がない旨を説明する。)

○議長

議案第6号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第6号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第6号1番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【富樫公一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第6号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読。当初計画では、畑8筆に太陽光発電設備を建設する計画だが、このうち2筆を除外し、事業規模を縮小するもの。今回の申請は、変更後の転用目的は変わらず、周辺農地にも影響を及ぼさないと認められ、立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断されること。秋田県農業会議に意見聴取する必要がない旨を説明する。）

○議長

議案第6号2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第6号2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第6号2番は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読。申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。）

○議長

議案第8号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

議案第8号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第8号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第8号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第9号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読。申請地は令和4年度の豪雨により土砂崩れ等の被害が発生した地域であり、県の治山事業の施設設置予定地として選定されたため申請があったもの。申請地はいずれも平地部分と山間部の間に位置し、長期間耕作しておらず、雑木等が繁茂し、山林及び原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第9号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

議案第9号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第9号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時24分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 小 野 晃 一

議事録署名委員 大 瀧 浪 雄